

新車排出ガス規制の経緯(8)

(参考)

○小型二輪車、軽二輪車

排出ガス識別記号		BA, BB				BC, BD				JBK			EBL		JBK			EBL	
成分	規制年 試験モード	H10 (1998)				H11 (1999)				H18 (2006)			H19 (2007)		H24 (2012)				
		認証基準 ^{※1}		その他 ^{※1}		認証基準		その他		試験モード	認証基準	その他	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他	認証基準	その他
		4サイクル	2サイクル	4サイクル	2サイクル	4サイクル	2サイクル	4サイクル	2サイクル										
CO	二輪車モード (暖機モード) (g/km)	13.0	8.00	-	-	13.0	8.00	20.0	14.4	二輪車モード (冷機モード) (g/km)	2.0	-	2.0	2.7	WMTCモード (g/km)	2.62	-	2.62	3.48
HC		2.00	3.00	-	-	2.00	3.00	2.93	5.26		0.30	-	0.30	0.40		0.27	-	0.27	0.36
NOx		0.30	0.10	-	-	0.30	0.10	0.51	0.14		0.15	-	0.15	0.20		0.21	-	0.21	0.28
CO	アイドリング	(%)		4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	(%)		3.0	3.0	3.0	3.0	(%)		3.0	3.0
HC		(ppm)		2000	7800	2000	7800	2000	7800	(ppm)		1000	1000	1000	1000	(ppm)		1000	1000
適用開始時期	新型車	H10.10.1				H11.10.1				H18.10.1			H19.10.1		H24.10.1				
	継続生産車	H11.9.1				H12.9.1				H19.9.1			H20.9.1		-				
	輸入車	H12.4.1				H13.4.1									H25.9.1				
告示根拠条文		適用告示第28条第85項		適用告示第28条第88項		適用告示第28条第86項		適用告示第28条第87・89項		適用告示第28条第150・153項			適用告示第28条第151・152・154項		適用告示第28条第166項			適用告示第28条第167項	
備考		軽二輪車				小型二輪車				軽二輪車			小型二輪車		軽二輪車			小型二輪車	

排出ガス識別記号		2BK, 2BL					
成分	規制年 試験モード	H28(2016)					
		認証基準			その他 ^{※5}		
		クラス1 ^{※2}	クラス2 ^{※3}	クラス3 ^{※4}	クラス1	クラス2	クラス3
CO	WMTCモード (g/km)	1.14	1.14	1.14	-	1.58	1.58
HC		0.30	0.20	0.17	-	0.24	0.21
NOx		0.07	0.07	0.09	-	0.10	0.14
CO	アイドリング	(%)		3.0	←	←	←
HC		(ppm)		1000	←	←	←
適用開始時期	新型車	H28.10.1					
	継続生産車	H29.9.1					
	輸入車	H29.9.1					
告示根拠条文		細目告示第41条第1項第17号等					
備考		小型二輪車・軽二輪車					

(注)※1: 規制年欄中、認証基準とは型式指定車、装置指定車及び型式認定車の、その他とはそれ以外の自動車(PHP、新型届出(装置指定車以外のもの)、試作、組立、並行輸入車)の基準値をい

※2: 最高速度100km/h未満 ※3: 最高速度130km/h未満 ※4: 最高速度130km/h以上 ※5: 小型二輪車にのみ適用

○原動機付自転車

排出ガス識別記号		BA, BB				BC, BD				JBH			EBJ		JBH			EBJ	
成分	規制年 試験モード	H10 (1998)				H11 (1999)				H18 (2006)			H19 (2007)		H24 (2012)				
		認証基準		その他		認証基準		その他		試験モード	認証基準	その他	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他	認証基準	その他
		4サイクル	2サイクル	4サイクル	2サイクル	4サイクル	2サイクル	4サイクル	2サイクル										
CO	二輪車モード (暖機モード) (g/km)	13.0	8.00	-	-	13.0	8.00	-	-	二輪車モード (冷機モード) (g/km)	2.0	-	2.0	-	WMTCモード (g/km)	2.2	-	2.2	-
HC		2.00	3.00	-	-	2.00	3.00	-	-		0.50	-	0.50	-		0.45	-	0.45	-
NOx		0.30	0.10	-	-	0.30	0.10	-	-		0.15	-	0.15	-		0.16	-	0.16	-
CO	アイドリング (%)	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	アイドリング (%)	3.0	3.0	3.0	3.0	アイドリング (%)	3.0	3.0	3.0	3.0
HC		アイドリング (ppm)	2000	7800	2000	7800	2000	7800	2000		7800	アイドリング (ppm)	1600	1600		1600	1600	アイドリング (ppm)	1600
適用開始 時期	新型車		H10.10.1				H11.10.1				H18.10.1			H19.10.1		H24.10.1			
	継続生産車	H11.9.1				H12.9.1				H19.9.1			H20.9.1		-				
	輸入車	H12.4.1				H13.4.1				-			-		H25.9.1				
告示根拠条文		適用告示第63条 第3項		← 第5項		← 第4項		← 第6項		細目告示第243条第1項 適用告示第63条第7・8項 ※2			適用告示第63条 第7・8項		適用告示第63条 第10項			適用告示第63条 第10項	
備考		第1種				第2種				第1種			第2種		第1種 ※2			第2種	

排出ガス識別記号		2BH, 2BJ					
成分	規制年 試験モード	H28 (2016)					
		認証基準			その他		
		クラス1※3	クラス2※4	クラス3※5	クラス1	クラス2	クラス3
CO	WMTCモード (g/km)	1.14	1.14	1.14	-	-	-
HC		0.30	0.20	0.17	-	-	-
NOx		0.07	0.07	0.09	-	-	-
CO	アイドリング (%)	3.0	←	←	←	←	←
HC		アイドリング (ppm)	1600	←	←	←	←
適用開始 時期	新型車		H28.10.1				
	継続生産車	H29.9.1					
	輸入車	H29.9.1					
告示根拠条文		細目告示第243条第1項					
備考		第1種※2・第2種					

(注)※1: 規制年欄中、認証基準とは型式指定車、装置指定車及び型式認定車の、その他とはそれ以外の自動車(PHP、新型届出(装置指定車以外のもの)、試作、組立、並行輸入車)の基準値をいう

※2: 最高速度50km/h超の原動機付自転車に限り適用する。

※3: 最高速度100km/h未満 ※4: 最高速度130km/h未満 ※5: 最高速度130km/h以上

自動車の排出ガス規制の詳細については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)をご確認ください。